

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景、趣旨

わが国では、世界的にも例を見ないスピードで高齢化が進み、「超高齢社会」の到来が目前に迫っています。

国においては、今後ますます増加する介護保険などのニーズに対して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する取り組みをより一層推進する必要があるとして、団塊の世代が65歳に到達する平成27年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、平成17年度に介護保険制度の改正が行われ、予防重視システムへの転換、施設給付の見直し、地域密着型サービスの創設などサービス体系の見直しが行われました。

本市においても、平成18年3月に「今治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）」を策定し、高齢者の人権の尊重、自立生活の支援、生活の質の向上、地域ケア体制づくり、ノーマライゼーションの理念の実現を基本的な視点に、地域保健福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に取り組んできました。

また、医療構造改革によって、「老人保健法」がその目的や趣旨を踏襲しつつ発展させるものとして「高齢者の医療の確保に関する法律」へと改正され、老人保健事業については、医療保険者が計画に基づき実施する健診・保健指導と健康増進法に基づき実施される事業に再編されました。

今般、第3期計画を見直し、基本理念や平成26年度を目標とする基本方針の基礎は従来どおり堅持しつつも、環境の変化や介護保険制度改革・医療構造改革などの国の制度改革を反映させ、状況に応じた各種施策の充実・推進を図るために「第4期今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」として改定することとします。

2. 計画の基本方針

この計画は平成 26 年度までを目標とする第3期計画を見直す中間的位置付けであるため、第3期における策定の基本方針を引き続き堅持しつつ計画策定を進めていくものとします。

策定の基本方針は以下のとおりです。

- ① 地域ケア体制の整備充実及び地域福祉活動の推進
～協働で支え合う地域社会をめざして～
- ② 地域とともに歩む総合福祉サービスの推進
～高齢者が積極的に社会参加できる地域社会をめざして～
- ③ 生涯健康づくりの推進
～誰もが健康で過ごせる地域社会をめざして～
- ④ 予防重視型の介護サービスの推進
～介護予防・地域で支え合う介護保険をめざして～

また、基本方針に沿って本市の高齢者福祉・介護保険事業を推進していくために、以下の将来像を掲げます。

＜将来像＞

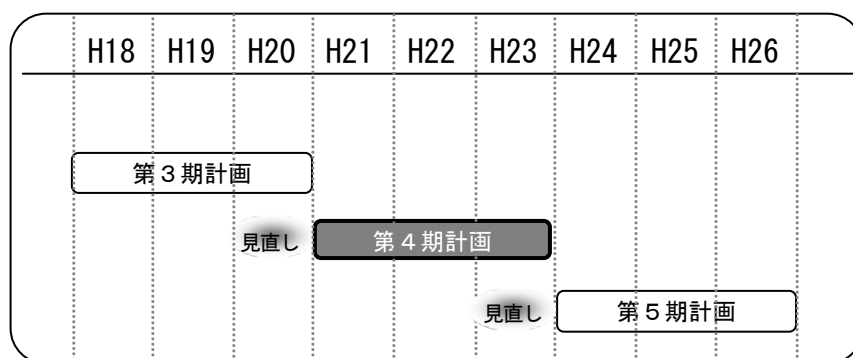
おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち

3. 計画の性格

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき策定します。

4. 計画の期間

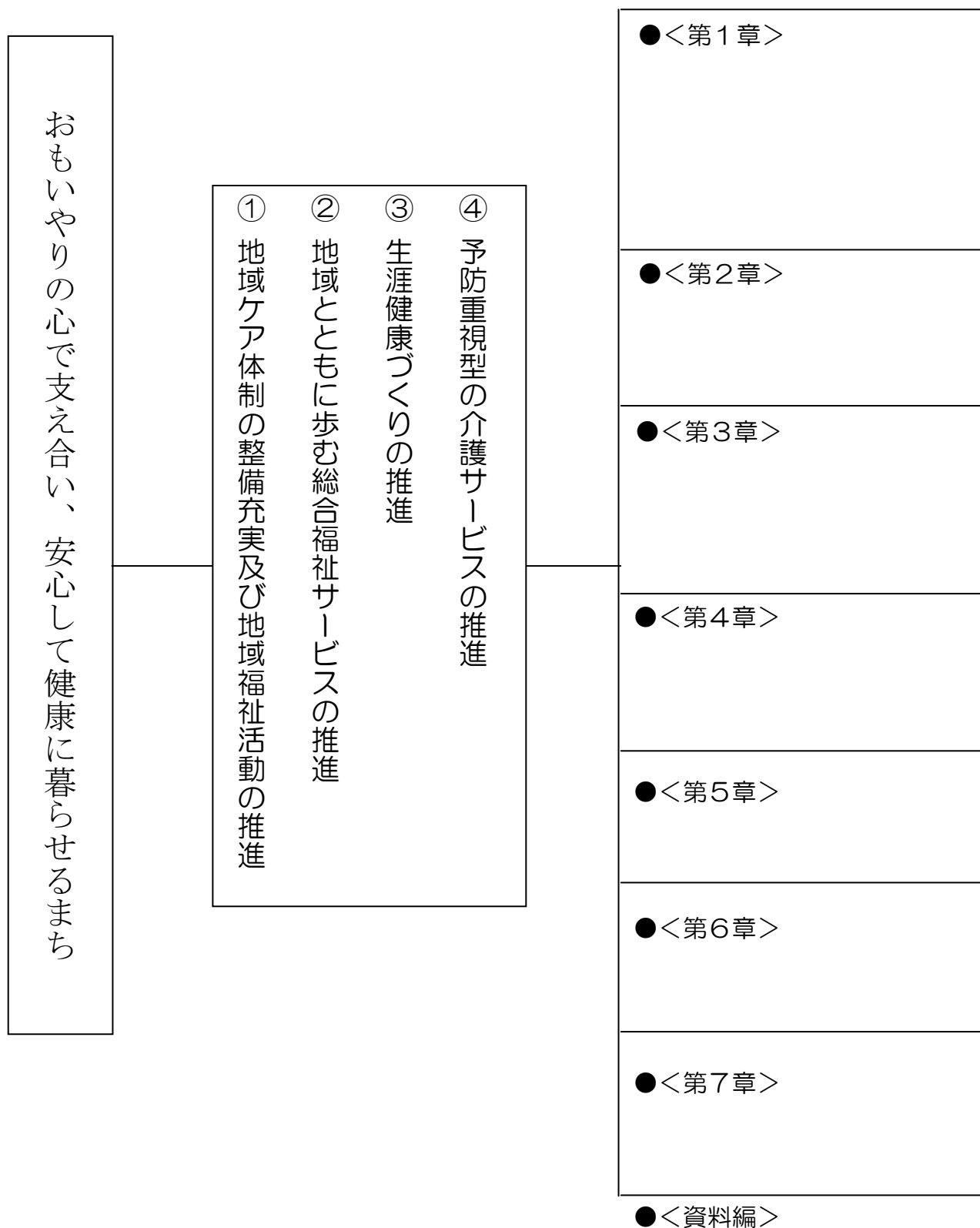
この計画は、平成26年度を目標とし、そこに至る中間段階として位置付け、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。



5. 計画策定の体制

計画策定にあたっては、学識経験者、医療・保健・福祉関係者、介護サービス事業者及び行政関係者で構成される「今治市介護保険運営協議会」の審議を経るとともに、事務部局にワーキンググループを設置し、資料の収集・作成及び検討を行いました。

6. 計画の体系図





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編